仕様書【印刷物の作成】

件　　名	リーフレット「日本年金機構からのお知らせ（令和９年度）」
紙　　質	上質紙　A4 判　３５.0kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷　　色	両面刷：表４色（墨、赤、青、黄）、裏４色（墨、赤、青、黄） （ロゴマーク　M９０%+Y１００%）
サ イ ズ	A4（210mm×297mm）
製　　本	折加工：巻３つ折り
梱　　包	都道府県ごとに 100 枚ずつ帯留めして、さらに、1,000 枚ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※1,000 枚の上下に厚紙を入れて梱包し、折り曲がらないようにすること。なお、1,000 枚に満たない端数がある場合については、その端数を１梱包としてクラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側２側面に印刷物の名称（都道府県名等）、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数　　量	予定数量は別紙１のとおり 毎月の作成数量の提供日等は別紙２のとおり ※数量は予定数であることから、増減があり得る。
納　　期	別紙２のとおり
納入場所	日本年金機構が指定する場所（１箇所）
そ の 他	・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後、別紙２のスケジュールを参考に電子媒体（セキュア USB メモリ、メール等）で提供する。原則として、機構が提供した電子データを使用して版下を作成すること。 なお、電子データはパワーポイント形式で提供する。 ・成果物の作成数量は、都道府県別の数量及び総数を提示する。 ・契約期間内において原稿は毎月全て変更する。 （※都道府県ごとに異なる原稿とする場合がある。この場合、全国共通版の原稿のほか、都道府県版として最大５種類の原稿を提供する。）

	過去実績は別紙３のとおり。 ・背丁（識別マーク）を付すこと。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④の事項を番号化した１１～１２ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントは、表面はメイリオ、裏面はＭＳゴシック又はＭＳ明朝６ポイント（Ａ４の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下２ケタ＋月２ケタ） ②担当部署番号（４ケタ） ③通番（３ケタ） ④業者番号（Ａ～Ｚ）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正提出時、全原稿をＰＤＦ形式（トンボ有及びトンボ無のデータ）で収録したセキュアUSBメモリまたはＣＤ－Ｒを下記担当に納品すること。また、原稿はテキストデータを識別できるＰＤＦファイルによって納品すること。 ・納品時及び原稿の変更時５営業日以内に、製品サンプル各２枚を下記担当に納品すること。 ・受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託する場合、受託事業者は、事前に日本年金機構の承認を得なければならない。なお、本業務において、主体的部分とはリーフレットの作成業務に限る。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記担当に行うこと。 ・仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、質問書（任意様式）を作成のうえ下記担当宛てに令和８年12月２日（水）12時までにFAXにて提出すること（質問書の提出後は、電話にて到着確認を行うこと。）。 なお、質問書の回答は令和８年12月４日（金）中に、日本年金機構のホームページに掲載する。
担当	〒168-8505　東京都杉並区高井戸西３丁目５番24号 日本年金機構厚生年金保険部厚生年金保険業務Ｇ 電話番号：03-5344-1100（内線：３６７３） FAX： 03-6892-0758　　担当：吉川・米倉・木村

リーフレット「日本年金機構からのお知らせ（令和9年度）」の作成　予定数量内訳

	R9.4月	R9.5月	R9.6月	R9.7月	R9.8月	R9.9月	R9.10月	R9.11月	R9.12月	R10.1月	R10.2月	R10.3月	合計
全国版	438,300	440,000	441,300	442,600	444,000	445,300	446,600	448,300	449,200	450,100	451,800	452,700	5,350,200

※契約期間内において原稿は毎月全て変更する。

※原稿は、全国版（１種類）に加えて、都道府県版として最大で５種類を加えることがある。

納品期日と原稿データ引渡日（予定）　　【別紙2】

月号	納品期日	原稿データ引渡日	印刷数量提供日
令和9年4月号	令和9年４月８日頃	令和9年３月10日頃	令和9年３月23日頃
令和9年5月号	令和9年５月7日頃	令和9年４月9日頃	令和9年4月22日頃
令和9年6月号	令和9年６月8日頃	令和9年５月10日頃	令和9年５月21日頃
令和9年7月号	令和9年７月８日頃	令和9年６月10日頃	令和9年６月22日頃
令和9年8月号	令和9年８月6日頃	令和9年７月9日頃	令和9年７月22日頃
令和9年9月号	令和9年９月８日頃	令和9年８月10日頃	令和9年８月23日頃
令和9年10月号	令和9年10月８日頃	令和9年９月10日頃	令和9年９月22日頃
令和9年11月号	令和9年11月8日頃	令和9年10月8日頃	令和9年10月22日頃
令和9年12月号	令和9年12月８日頃	令和9年11月10日頃	令和9年11月22日頃
令和10年1月号	令和10年１月7日頃	令和9年12月10日頃	令和9年12月22日頃
令和10年2月号	令和10年２月8日頃	令和10年1月11日頃	令和10年１月21日頃
令和10年3月号	令和10年３月8日頃	令和10年2月10日頃	令和10年２月22日頃

納品期日等については変更があり得る。

※大型連休を含む期間は受託業者と相談のうえ、データ引渡し日等について決定する。

日本年金機構からのお知らせ　委託件数（実績）

	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9
北海道	11,900	11,900	12,100	12,000	11,900	11,700	11,700	11,800	11,800	11,700	11,700	11,700	11,600	11,600	11,800	11,700	11,700	11,600
青森	2,100	2,100	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,100	2,000	2,000
岩手	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
宮城	5,500	5,400	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	5,300	5,200	5,200	5,100
秋田	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
山形	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
福島	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,400	3,400	3,400	3,300
茨城	5,500	5,500	5,600	5,600	5,400	5,300	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,500	5,500	5,500	5,600	5,700	5,600	5,600
栃木	3,700	3,800	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,700	3,600	3,600	3,700	3,700	3,700	3,600
群馬	3,200	3,200	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,300	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,200	3,200	3,100	3,100
埼玉	16,900	16,900	17,000	17,000	16,700	16,400	16,500	16,500	16,500	16,400	16,400	16,600	16,600	16,800	17,000	17,000	16,900	16,700
千葉	18,300	18,400	18,500	18,700	18,700	18,500	18,600	18,600	18,700	18,700	18,700	19,000	18,900	18,900	19,100	19,100	19,100	19,000
東京	130,400	130,600	131,800	132,400	132,700	132,600	132,700	132,700	132,900	132,700	132,400	133,000	132,400	131,900	132,700	132,200	131,400	130,300
神奈川	32,300	32,400	32,700	32,700	32,700	32,500	32,600	32,600	32,700	32,800	32,800	32,800	32,800	33,100	33,500	33,500	33,500	33,200
新潟	2,300	2,300	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100
富山	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
石川	1,800	1,800	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,600	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400
福井	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900	1,000	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	1,000	1,000	900	900
山梨	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700
長野	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	3,000	2,900	2,900	2,900	3,000	3,000	2,900	2,900
岐阜	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,600	2,600	2,600	2,700	2,600
静岡	5,100	5,100	5,200	5,200	5,100	4,900	4,900	5,000	5,000	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
大阪	43,000	43,300	43,800	43,900	43,800	43,700	43,700	43,800	44,100	43,900	43,700	43,800	43,600	43,300	43,700	43,500	43,000	42,400
兵庫	12,900	12,900	13,100	13,200	13,200	13,100	13,100	13,100	13,100	13,100	13,100	13,100	13,000	13,000	13,100	13,200	13,000	12,900
愛知	15,100	15,100	15,300	15,200	15,300	15,000	14,900	14,900	14,900	14,800	14,700	14,800	14,800	14,800	15,100	15,200	15,100	14,900
三重	2,300	2,300	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200
滋賀	2,000	2,100	2,100	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,200	2,100	2,100	2,100
京都	9,100	9,100	9,200	9,200	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,700	8,700	8,700	8,700	8,800	8,800	8,700	8,600
奈良	2,300	2,300	2,400	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100
和歌山	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200
鳥取	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	600	600
島根	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	600	600	600	600	600	600	600
岡山	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,200	3,100	3,100	3,100
広島	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,300	4,300	4,200	4,200
山口	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400
徳島	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
香川	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
愛媛	1,600	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400
高知	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900
福岡	12,700	12,800	13,000	13,000	13,000	12,900	12,900	12,900	13,000	13,000	12,900	12,900	12,900	12,800	13,000	13,000	12,900	12,500
佐賀	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,200	1,200
長崎	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
熊本	3,900	3,800	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700	7,700
大分	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,800	1,800
宮崎	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	2,000
鹿児島	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,900	2,900	2,900	2,800
沖縄	3,700	3,700	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,700	3,700	3,700	3,600
合計	392,000	392,700	397,000	397,300	396,300	393,100	393,300	393,300	394,100	392,800	391,700	392,600	390,700	390,500	394,800	394,000	391,100	390,800

版の種類	2 種類 全国版 神奈川版	2 種類 全国版 神奈川版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	2 種類 全国版 岩手版	2 種類 全国版 岩手版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	4 種類 全国版 千葉版 東京版 山梨版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版	1 種類 全国版

【見本】

全国版

事業主の皆さまへ

令和８年１月号

日本年金機構からのお知らせ

ご案内　最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります

今般、全ての都道府県で令和７年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く場合は、所定内賃金が月額8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。
そのため、従業員数51人以上の企業で、短時間労働者（勤務時間・勤務日数が常時雇用者の４分の３未満の者）が週20時間以上働く場合は、賃金要件以外の要件も満たした場合、「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

▶ 働き方と健康保険・厚生年金保険の加入の関係（51人以上の企業で働く方　学生を除く）

時給 1,016円以上 で、週 20時間 働くと、自動的に 月額賃金 8.8万円以上 ➡ 健康保険・厚生年金保険に加入

＜加入要件チェック＞

時給1,016円以上で働く方は、以下の３つの要件の全てに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の手続きが必要です。

- ☐ 週の所定労働時間が**20時間**以上である
- ☐ 勤め先が従業員数**51人以上**の企業である
- ☐ **学生**ではない

ご案内　社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！

『**オンライン事業所年金情報サービス**』は、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。以下の情報を**一度の登録で定期的に受け取り**できるほか、**希望する情報だけをオンライン**にすることができます。

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所に、**当月の口座振替額と前月の領収済額**をお知らせする通知書	紙で届く内容が**電子データで受け取れるため、ペーパーレス化できます。**
社会保険料額情報	月末に納付していただく**社会保険料の見込額**の情報	社会保険料額を、毎月20日頃に**郵送する紙の通知より先に知る**ことができます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、**増減となった理由および増減額**の情報	資格取得届等の提出により、**前月と当月の社会保険料額に増減**が生じた場合に、**増減の理由や対象の被保険者を確認**することができます。
賞与保険料算出内訳書	**被保険者ごとの賞与保険料**の情報 賞与支払届の提出があった場合に作成	賞与支払のあった被保険者ごとに保険料の確認ができるため、**通常の社会保険料と区別し、賞与保険料の計算に利用**できます。

サービス開始から、累計**16.8万**以上の事業所が利用しています。

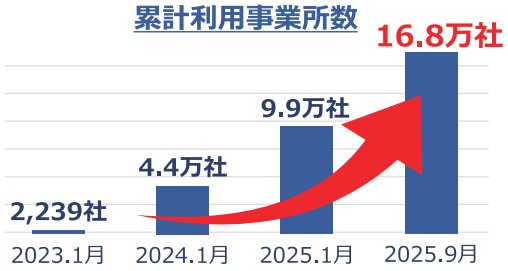

ご登録方法はカンタンです！ こちらからご確認ください

日本年金機構　オンライン事業所年金情報サービス　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内　国民年金第３号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です

国民年金第３号被保険者が、厚生年金保険に加入している方（国民年金第２号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金第３号被保険者非該当の手続きが必要です。
手続きについては、国民年金第２号被保険者が勤務する事業所（事業主）または健康保険組合等を経由し、下表のとおり速やかに行ってください。

＜国民年金第３号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合の手続き＞

被扶養配偶者でなくなるケース	国民年金第２号被保険者が加入している健康保険	
	健保組合、国保組合、共済組合	全国健康保険協会
・国民年金第３号被保険者の年間収入が130万円（障害者の場合は180万円）以上見込まれる場合 ・離婚等により生計維持関係がなくなった場合	国民年金第３号被保険者関係届を提出	健康保険被扶養者（異動）届を提出
・国民年金第３号被保険者が、就職等により厚生年金保険に加入し、国民年金第２号被保険者に該当した場合	手続き不要	健康保険被扶養者（異動）届を提出

ご案内　労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

認定日が令和８年４月１日以降の被扶養者認定は、一定の要件を満たした場合、被扶養者の認定における年間収入を労働契約の内容により判定することもできるようになります。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

お知らせ　東京広域事務センター以外で処理する届書について対象範囲を拡大します

東京広域事務センターで受け付けた算定基礎届、月額変更届および賞与支払届の一部について、東京広域事務センター以外の事務センターで処理を実施していますが、令和８年２月から対象範囲を拡大します。
届書の提出先はこれまでどおり東京広域事務センターとなりますが、届書の内容確認や返戻を東京広域事務センター以外の事務センターから行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kiko u-oshirase.html

日本年金機構　公式ＳＮＳ

X（旧Twitter）
https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook
日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278

英語・やさしい日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510

【見本】

山梨版

事業主の皆さまへ

令和８年１月号

日本年金機構からのお知らせ

ご案内　最低賃金の上昇により、週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入要件に係る賃金要件を意識する必要がなくなります

今般、全ての都道府県で令和７年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く場合は、所定内賃金が月額8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。
そのため、従業員数51人以上の企業で、短時間労働者（勤務時間・勤務日数が常時雇用者の４分の３未満の者）が週20時間以上働く場合は、賃金要件以外の要件も満たした場合、「被保険者資格取得届」の提出が必要です。

▶ 働き方と健康保険・厚生年金保険の加入の関係（51人以上の企業で働く方　学生を除く）

時給 1,016円以上 で、週 20時間 働くと、自動的に 月額賃金 8.8万円以上 ➡ 健康保険・厚生年金保険に加入

＜加入要件チェック＞

時給1,016円以上で働く方は、以下の３つの要件の全てに該当する場合、健康保険・厚生年金保険の手続きが必要です。

- ☐ 週の所定労働時間が**20時間以上**である
- ☐ 勤め先が従業員数**51人以上**の企業である
- ☐ **学生**ではない

ご案内　社会保険料額情報や各種通知書の受け取りはオンライン事業所年金情報サービスが便利でおすすめ！

『**オンライン事業所年金情報サービス**』は、毎月の社会保険料額等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。以下の情報を**一度の登録で定期的に受け取り**できるほか、**希望する情報だけをオンライン**にすることができます。

名称	概要	メリット
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付する事業所に、**当月の口座振替額と前月の領収済額**をお知らせする通知書	紙で届く内容が**電子データで受け取れるため、ペーパーレス化できます。**
社会保険料額情報	月末に納付していただく**社会保険料の見込額**の情報	社会保険料額を、毎月20日頃に**郵送する紙の通知より先に知る**ことができます。
保険料増減内訳書	保険料の増減に該当する被保険者、**増減となった理由および増減額**の情報	資格取得届等の提出により、**前月と当月の社会保険料額に増減**が生じた場合に、**増減の理由や対象の被保険者を確認**することができます。
賞与保険料算出内訳書	**被保険者ごとの賞与保険料**の情報 賞与支払届の提出があった場合に作成	賞与支払のあった被保険者ごとに保険料の確認ができるため、**通常の社会保険料と区別し、賞与保険料の計算に利用**できます。

サービス開始から、累計**16.8万**以上の事業所が利用しています。

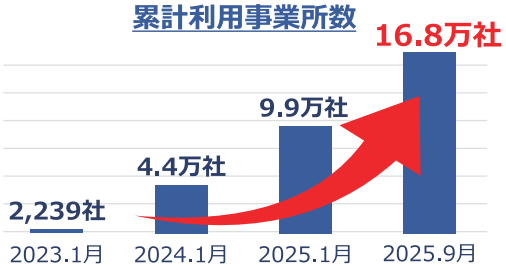

ご登録方法はカンタンです！ こちらからご確認ください

日本年金機構　オンライン事業所年金情報サービス　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

日本年金機構 Japan Pension Service

裏面へつづく

ご案内　国民年金第３号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合は手続きが必要です

国民年金第３号被保険者が、厚生年金保険に加入している方（国民年金第２号被保険者）の被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金第３号被保険者非該当の手続きが必要です。
手続きについては、国民年金第２号被保険者が勤務する事業所（事業主）または健康保険組合等を経由し、下表のとおり速やかに行ってください。

＜国民年金第３号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合の手続き＞

被扶養配偶者でなくなるケース	国民年金第２号被保険者が加入している健康保険	
	健保組合、国保組合、共済組合	全国健康保険協会
・国民年金第３号被保険者の年間収入が130万円（障害者の場合は180万円）以上見込まれる場合 ・離婚等により生計維持関係がなくなった場合	国民年金第３号被保険者関係届を提出	健康保険被扶養者（異動）届を提出
・国民年金第３号被保険者が、就職等により厚生年金保険に加入し、国民年金第２号被保険者に該当した場合	手続き不要	健康保険被扶養者（異動）届を提出

ご案内　労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

認定日が令和８年４月１日以降の被扶養者認定は、一定の要件を満たした場合、被扶養者の認定における年間収入を労働契約の内容により判定することもできるようになります。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

年金だより

年金委員のご案内

【年金委員とは】

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用、保険料、給付等について、事業所や地域において啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。
年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の２種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ　特集ページ」をご確認ください。

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方　等
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示、設置、配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加　等

【職域型年金委員推薦のお願い】

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ推薦をお願いいたします。お問い合わせは、管轄の年金事務所までご連絡ください。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html

日本年金機構　公式ＳＮＳ

X（旧Twitter）
https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook
日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278

英語・やさしい日本語
https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510